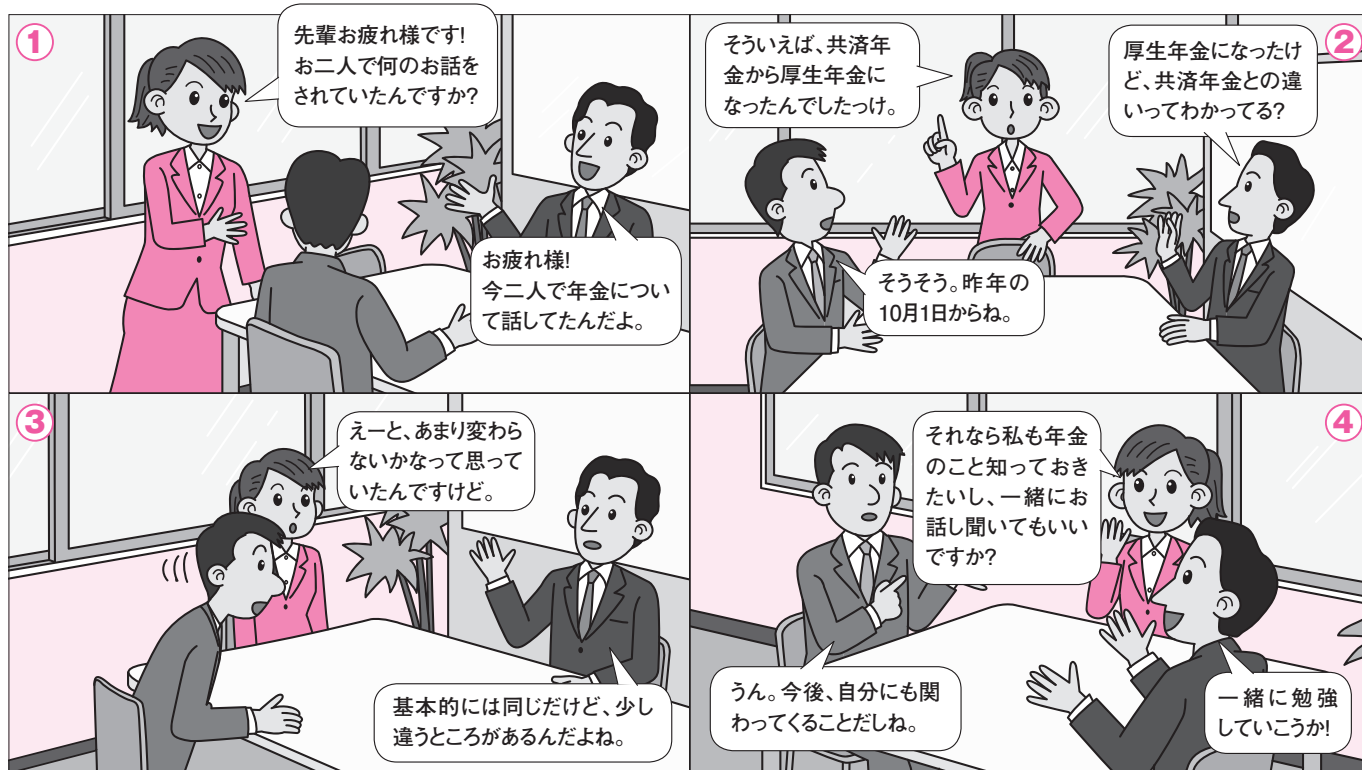




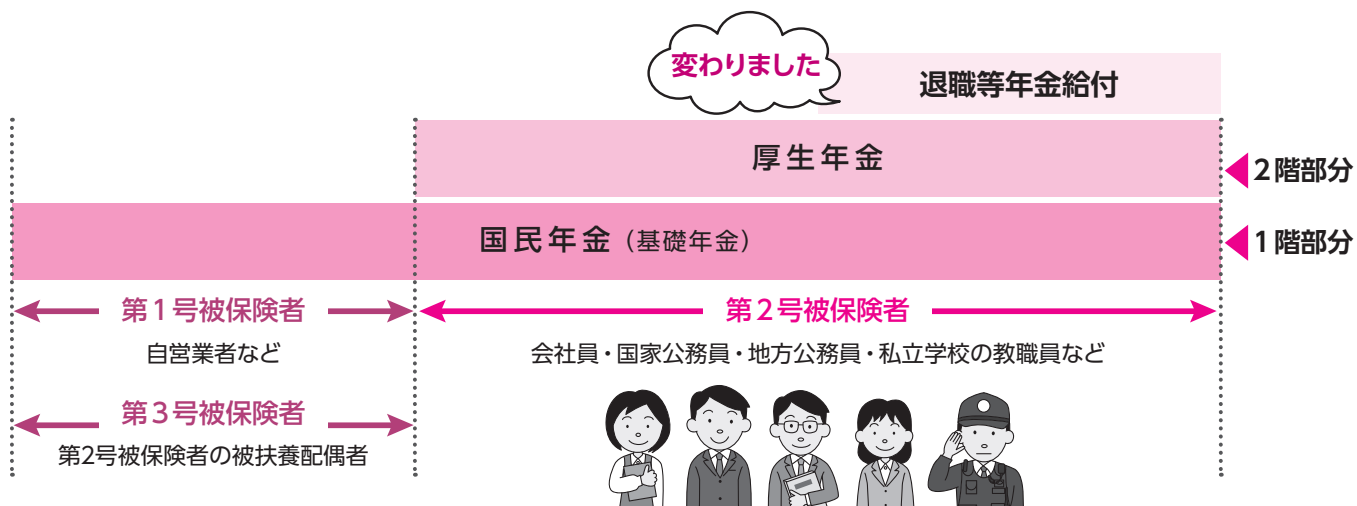
公的年金制度のしくみ



平成27年10月1日の被用者年金一元化により、公務員等も厚生年金に加入することになりました。これにより、現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員や私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類になりました。

「国民年金」とは、すべての国民を加入対象として、全国民共通の基礎年金として支給されるもので、「厚生年金」は、給与に比例した年金を基礎年金に上乗せする形で支給されます。

平成27年10月1日からの公的年金制度の体系



年金の種類

年金給付の一般的なものとして、老後や退職後の生活の支えとして支給される「老齢・退職給付」がイメージされますが、公的年金には「老齢・退職給付」だけでなく、一定の障害状態になった場合に支給される「障害給付」や、加入者が亡くなった場合に支給される「遺族給付」もあります。

どんなとき？

もらえる給付の種類

	平成27年9月30日まで	平成27年10月1日から
組合員が退職したとき	老齢・退職給付 退職共済年金 老齢基礎年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
組合員が病気やケガなどで障害が残ったとき	障害給付 障害共済年金 障害基礎年金	障害厚生年金 障害基礎年金
組合員または年金受給者等が亡くなったとき	遺族給付 遺族共済年金 遺族基礎年金	遺族厚生年金 遺族基礎年金

老齢・退職給付

老齢・退職給付には、厚生年金の『老齢厚生年金』*と国民年金の『老齢基礎年金』があります。

『老齢厚生年金』*は、原則として、組合員期間等が25年以上で、かつ60歳以上であるときに支給されます。また、『老齢基礎年金』は、保険料納付済み期間等が25年以上ある者が65歳になったときに支給されます。

障害給付

障害給付には、厚生年金の『障害厚生年金』*と『障害手当金』*、国民年金の『障害基礎年金』があります。

『障害厚生年金』*は、在職中に初診日のある病気やケガにより一定程度の障害(障害等級1~3級)の状態になったときに支給されます。『障害手当金』*は、初診日から5年を経過するまでに傷病が治っており、障害厚生年金が支給されない程度の障害の状態にあるときに支給されます。また、『障害基礎年金』は、障害等級1級または2級に該当する者を対象に支給されます。

遺族給付

遺族給付には、厚生年金の『遺族厚生年金』*と国民年金の『遺族基礎年金』があります。

『遺族厚生年金』*は、組合員が在職中または退職後に死亡したときに、該当者に支給されます。また、『遺族基礎年金』は、国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給権者等が死亡したときに、その者に扶養されていた子(18歳の最初の3月31日までの間にある子等)がいるときに支給されます。

*平成27年10月1日の被用者年金一元化により、『退職共済年金』は『老齢厚生年金』、『障害共済年金』は『障害厚生年金』、『障害一時金』は『障害手当金』、『遺族共済年金』は『遺族厚生年金』になりました。

きになる ワンポイント



一元化後も年金に関する業務は共済組合で行います

被用者年金制度の一元化後も効率的な事務処理を行うため、引き続き、共済組合が組合員のみなさんの年金記録の管理や、年金の支給を行います。また、短期給付事業・福祉事業についても、これまでと同様に共済組合が実施することになります。